

第115回 定時株主総会 招集ご通知

日本通運株式会社

証券コード：9062

開催情報



2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）



東京都港区東新橋一丁目9番3号
当社（2階大会議室）

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式移転計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 取締役賞与支給の件

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、郵送またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。
- 株主の皆様へは、ご自宅等から株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行いますので、是非ご利用ください。
- 総会当日の受付時に発熱および体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、本総会における感染予防に関する詳細は、以下ウェブサイトにてご確認をお願いいたします。

<https://www.nittsu.co.jp/>

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋 藤 充

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2 場 所	東京都港区東新橋一丁目9番3号 当社（2階大会議室） (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 株式移転計画承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 会計監査人選任の件 第7号議案 取締役賞与支給の件

以 上

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には添付しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 - ③会計監査人および監査役会の「監査報告書」なお、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト：<https://www.nittsu.co.jp/>

第115回定時株主総会招集ご通知提供書面「第115期報告書」について

- 当社は、監査手続きに遅れが生じたため、本招集ご通知提供書面である「第115期報告書」に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の校了時点においては会計監査人および監査役会の監査ならびに取締役会の承認が未了のものであります。当社におきましては、本招集ご通知の発送に先立ち、これらの事業報告、連結計算書類および計算書類について、会計監査人および監査役会の監査が完了した場合には、これにもとづく取締役会の承認を行い、第115回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）にてご報告を行う予定であります。
- 本招集ご通知の発送時点で、これらの事業報告、連結計算書類および計算書類について、会計監査人および監査役会の監査ならびに取締役会の承認が完了しない場合は、別途本定時株主総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で報告事項のご報告を行うことといたします（その場合、上記「インターネットによる開示について」における記載にかかわらず、株主の皆様へ提供すべき事項については、適宜の時期に、別途書面または当社ウェブサイトに掲載する方法によりご提供いたします）。本継続会の日時および場所の決定を取締役にご一任願うこと（以下、「本提案」といいます。）に関しまして、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。本定時株主総会において本提案をご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。なお、本継続会は、本定時株主総会の一部となりますので、継続会にご出席いただける株主様は本定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使の方法は、以下の方法がございます。7頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様

株主総会
ご出席



開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等により、議決権を行使いただけます。

郵送による
議決権の行使



行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

インターネット等
による
議決権の行使



行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は4頁をご覧ください

[議決権の行使等に関する事項]

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」を入力せず、議決権行使サイトにログインいただけます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

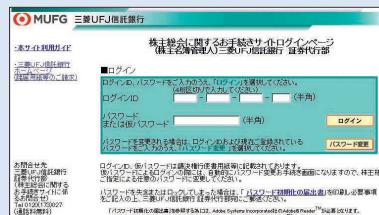
機関投資家の皆様へ

株式会社CJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

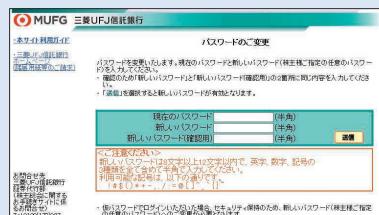
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインをクリックしてください。



- 3 仮パスワードを新しいパスワードに変更し、送信をクリックしてください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

受付時間 9:00から21:00まで

インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※ 当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をご用意の上、アクセスをお願い致します。

視聴用
ウェブサイトURL

<https://www.virtual-sr.jp/users/nittsu2021/login.aspx>



- ① 株主ID：議決権行使書に記載されている「**株主番号**」
- ② パスワード：株主名簿上のご登録住所の「**郵便番号**」（3月末時点）

※ 議決権行使書を投函する前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。

3. ご留意事項

- ・ インターネットによりライブ配信で株主総会をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日の質問や議決権行使はできません。事前に書面またはインターネット等により議決権行使をお願いいたします。（事前行使の方法は、3頁から4頁をご参照ください。）
- ・ ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・ インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトによりご案内させていただきます。

4. 視聴テストの方法

2021年6月24日(木)午前10時から株主総会当日の開会予定時刻30分前までの間、「2. ご視聴方法」にてご案内の方法により、視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

5. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますのでご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

- ① 株主ID・パスワードに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

0120-191-060 (通話料無料)

- ② ライブ配信(視聴不具合等)に関するお問い合わせ

株式会社Jストリーム ライブサポート係

054-333-9214

受付時間

①2021年6月29日(火)午前9時から株主総会終了時刻まで

②2021年6月29日(火)午前9時30分から株主総会終了時刻まで

議決権行使書
日本通運株式会社 御中 議決権の数
例

私は、2021年6月29日開催の日本通運株式会社第115回定時株主総会の各議案につき、右記(賛否を○印で表示)の通り議決権を行使いたします。議決会または延会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。
2021年6月 日

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否
第4号議案	賛 否
第5号議案	賛 否
第6号議案	賛 否
第7号議案	賛 否

基票目現在のご所有株式数 株
議決権の数は100株ごとに1個となります。

お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を1枚の身分切り離しを1枚単位に切り取り
2. 株主総会にご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使下さい。
○議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送いただく方法。
○スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://evote.trn.mitsubishi-tr.com>)にログインしてご入力いただく方法。
3. 第4号議案の各議案のうち一部の賛否を否とされる場合は、書にご届出をされた日の19時以内に各議案ごとに議決権行使書用紙を1枚単位に切り取り、各議案ごとに返送下さい。
4. 裏面をよくお読み下さい。

QRコード
ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

株主番号(ID)

ログイン用QRコード

QRコード
ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

日本通運株式会社

※ パスワードは、議決権行使書用紙に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。

(2021年3月末(基準日)以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合等の情報は反映されておりませんので、恐れ入りますが、基準日時点の株主様ご本人のご登録郵便番号をご入力ください。日本国内非居住者の方につきましては、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。)

議案および参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤・財務体質強化に向けた内部留保を確保しつつ、利益状況、配当性向等を総合的に勘案し、つぎのとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

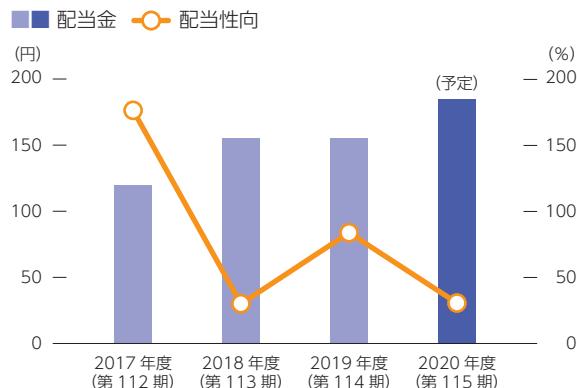
<p>1</p> <p>配当財産の種類</p>	<p>金 銭</p>
<p>2</p> <p>株主に対する 配当財産の割当に 関する事項 およびその総額</p>	<p>当社普通株式1株につき 金110円</p> <p>総額 10,096,321,620円</p>
<p>3</p> <p>剰余金の配当が 効力を生じる日</p>	<p>2021年6月30日</p>

ご参考

1株当たり配当金と配当性向

	2017年度 (第112期)	2018年度 (第113期)	2019年度 (第114期)	2020年度 (第115期) (予定)
中間配当金 (円/株)	60.0	70.0	75.0	75.0
期末配当金 (円/株)	60.0	85.0	80.0	110.0
年間配当金 (円/株)	120.0	155.0	155.0	185.0
配当性向 (連結) (%)	176.3	30.1	83.8	30.6

※ 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株に併合いたしましたので、第112期の1株当たり中間配当金につきましては、当該株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。



※ グラフにおいては、第112期の年間配当金について、株式併合の影響を考慮した金額としております。

当社は、2022年1月4日（予定）を効力発生日として、当社の単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、持株会社である「NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することを、2021年4月28日の取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に係る株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由および目的その他の事項

（1）持株会社体制への移行検討の背景

物流事業を取り巻く環境は、労働力不足や働き方改革関連法案の成立、デジタルトランスフォーメーションなど様々な変化への対応が急務であり、また海外においては競合であるメガフォワードがグローバル市場においてM&A等を駆使して急速な事業の拡大と寡占化を進めているなど、厳しい経営環境にあります。

このような経営環境の中、「日通グループ経営計画2023～非連続な成長“Dynamic Growth”～」にて掲げた長期ビジョン「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」の実現のためには、中長期的な視点でグループ経営を進化させ、企業グループとしての価値の最大化を目指すことが必要となります。

上記のような背景のもと、グループ本社機能の再構築について検討してまいりましたが、グループ経営戦略機能と事業推進機能を分離する持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。

（2）持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

①グループ経営の強化

持株会社体制に移行することにより、持株会社はグループ経営に特化することが可能となり、グループの中長期の方針の策定とその実現に向けグループ全体最適と企業グループとしての価値最大化を実現する資源の再配分と機能・制度設計を進め、グループの成長戦略を牽引いたします。加えて、グループ各社を支援しグループシナジーの創出を促すとともに、グループ各事業の最適化を進めます。事業会社は明確な責任と権限に基づき、グループ方針に沿ったスピーディな意思決定のもと、各社の役割に応じて事業を推進いたします。また、持株会社の支援のもと、各社の事業部門は時代の変化に対応した専門性と競争力を高めることで顧客価値の向上に努め、企業グループとしての持続的な成長を実現します。これらを通じて企業グループとしての価値最大化を実現いたします。

②海外事業の更なる拡大を実現するグローバルガバナンス体制の強化

グループ経営機能を日本国内事業会社から明確に分離することで、日本国内事業にとらわれないグローバルなグループ経営機能確立いたします。日本起点のグローバル事業の更なる成長を促すとともに成長領域である海外事業に経営資源の更なる配分を進め、海外起点のビジネスの拡大を目指します。持株会社と海外地域の中心となる地域統括会社との連携によりグローバル事業の成長を支えるための統制機能を強化し、グローバルガバナンス体制を確立いたします。

③グループ経営管理体制の高度化

持株会社は、グループ各事業の最適化や高度化を進めるために、グループ各事業の「可視化」を進め、迅速かつ正確な経営判断ができる経営管理体制を構築します。また、顧客起点のグループ全体最適とグループシナジーによる顧客価値の向上を実現するために、これまでの各社・各組織の売上・利益等の指標だけでなく、全体最適を促すKPIを導入し評価できる仕組みを構築するとともに、マーケティングの推進や顧客ニーズ等の情報をグループで共有してこれまで以上に活用し、グループワンストップ・アカウントマネジメント体制を強化するとともに、各事業において新たなサービスを創出する体制を整備いたします。これらを可能とするグループデータベースの構築を事業のデジタル化とともに加速させます。

(3) 持株会社体制移行後の持株会社体制

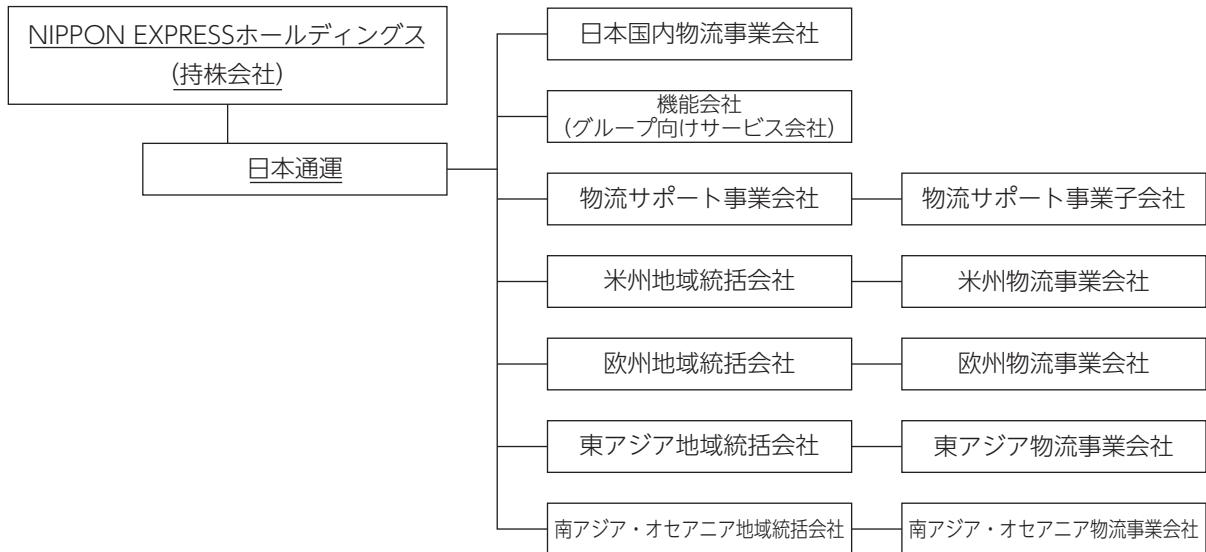
持株会社体制への移行により、これまで事業持株会社であった日本通運は引き続き中核事業会社であることは変わりませんが、日本国内ロジスティクス事業および日本起点のグローバル事業を牽引する役割が中心となります。海外ロジスティクス事業は、海外各地域統括会社が、グローバル本社機能を有する持株会社と連携しながら牽引いたします。物流サポート事業会社は、グループ内向けサービスの機能会社とお客様向け物流関連サービスを提供する物流サポート事業会社に役割を整理し、ロジスティクスに新たな価値を付加する事業を展開し、物流の高度化を推進いたします。

(4) 移行方法・手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

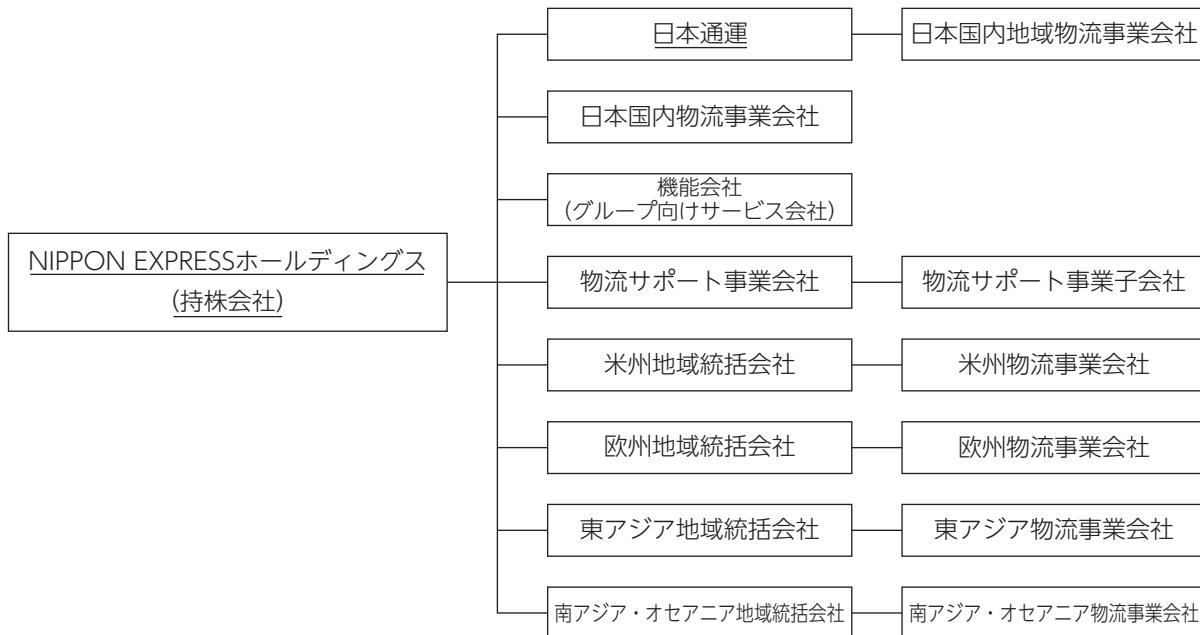
【ステップ1：株式移転による持株会社の設立】

2022年1月4日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



【ステップ2：株式移転による持株会社の設立後の体制（グループ会社の再編）】

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行目的の達成を十全なるものとするためのグループ経営体制の構築に向け、当社の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定です。



(5) その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2022年1月4日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

日本通運株式会社（以下、「当社」という。）は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下、「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画書（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、持株会社の成立の日（第6条において定義する。）において、当社の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転を行う。

第2条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社」とし、英文では「NIPPON EXPRESS HOLDINGS, INC.」とする。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区神田和泉町とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、3億4千万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条（持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名並びに会計監査人の名称）

1. 持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	渡邊	健二
取締役	齋藤	充
取締役	堀切	智
取締役	鈴木	達也
取締役	増田	貴
取締役	赤間	立也
取締役	中山	慈夫
取締役	安岡	定子
取締役	柴	洋二郎

■ 株主総会参考書類

2. 持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 有馬 重樹
監査役 溝田 浩司
監査役 野尻 俊明
監査役 青木 良夫
監査役 讃井 暢子

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の株式の割当てについては、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（持株会社の資本金および準備金に関する事項）

持株会社の設立の日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額
701億75百万円
- （2）資本準備金の額
269億8百万円
- （3）利益準備金の額
0円

第6条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下、「持株会社の成立の日」という。）は、2022年1月4日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

当社は、持株会社の成立の日の前日までに、本計画の承認および本株式移転に必要な事項につき、株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

第8条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（本株式移転の条件の変更または本株式移転の中止）

本計画の作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財務状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、または本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社の取締役

会決議により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更または本株式移転を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、次の事項のいずれかの場合にはその効力を失う。

- （１）持株会社の成立の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合
- （２）持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、またはかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

2021年4月28日

東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋藤 充 ㊟

(別紙)

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社（英文ではNIPPON EXPRESS HOLDINGS, INC.）と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1)鉄道利用運送事業
- (2)貨物自動車運送事業
- (3)貨物利用運送事業
- (4)海上運送事業
- (5)内航海運事業
- (6)港湾運送事業
- (7)船舶利用運送事業
- (8)利用航空運送事業および航空運送代理店業
- (9)前各号以外の貨物運送事業および利用運送事業
- (10)倉庫業
- (11)通関業
- (12)建設業
- (13)重量物の運搬、架設、設置およびこれに付随する事業
- (14)警備業
- (15)廃棄物処理業および廃棄物収集運搬事業
- (16)特定信書便事業
- (17)物品売買業、輸出入業、仲立業およびこれらに関連する代理業
- (18)前号に関連する製作、組立、修理並びに加工業
- (19)損害保険代理業および生命保険の募集業務
- (20)石油、油脂類および液化石油ガスの製造販売業
- (21)荷造梱包事業並びにこれに附帯する事業
- (22)不動産の売買・賃貸仲介および鑑定に関する業務
- (23)土木建設の設計・管理およびコンサルティングに関する業務
- (24)建物総合管理業
- (25)発電および売電に関する事業
- (26)工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、企画開発および販売業
- (27)情報資産管理事業
- (28)人材派遣事業および人材紹介業

(29)業務請負業

(30)前各号の事業への投資および融資

(31)前各号に付帯関連する一切の事業

2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、3億4千万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い等およびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

■ 株主総会参考書類

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、会社法第325条の5第1項に定める電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、同条第2項の規定により交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条の2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、各自当会社を代表する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮

■ 株主総会参考書類

することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第40条 (事業年度) の定めにかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2022年12月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第 2 条 当社の取締役に対する、当社の成立の日から2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額660百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。) とする。また、この総額の範囲内で、業務上必要となる社宅等の費用について、当社が負担することがある。

2 当社の取締役 (社外取締役および国内非居住者を除く。) および執行役員 (国内非居住者を除く。以下「当社取締役等」という。) に対する報酬等のうち、当社の設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報酬制度 (以下「本制度」という。) によるものの内容は、以下のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度の概要

本制度は、日本通運株式会社 (以下「日本通運」という。) が2022年1月3日までに拠出した金銭を原資として、当社株式が信託 (以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。) を通じて取得され、当社取締役等および日本通運取締役等 (日本通運の取締役 (社外取締役および国内非居住者を除く。) および執行役員 (国内非居住者を除く。)) をいう。以下、当社取締役等と日本通運取締役等をあわせて「対象取締役等」という。) に対して、当社株式および当社株式の換価処分代金相当額の金銭の交付および給付 (以下「株式交付等」という。) をする業績連動型株式報酬制度である。

なお、本制度は、日本通運の第113回定時株主総会において承認された株式報酬制度と同種の内容の株式報酬制度であり、当社は、日本通運が三菱UFJ信託銀行株式会社等と締結した2016年8月31日付の役員株式報酬信託契約 (2019年8月5日付で当該信託契約に係る信託期間を延長している。) について、2022年1月4日をもって、日本通運の契約上の地位および権利義務を承継するものとする。

(2) 本信託に拠出する金銭の上限

日本通運は、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の評価対象期間に対応する必要資金として、合計800百万円を上限とする金銭を信託期間中の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しており、当社は、上記 (1) のとおり、本信託に係る日本通運の契約上の地位および権利義務を承継する。(ただし、①日本通運の第115回定時株主総会において、日本通運の事業年度の末日を12月末日とする内容を含む議案が承認された場合にはその後速やかに、②同議案が承認されなかった場合には上記 (1) に定める承継と同時に、評価対象期間の終期を2023年12月末日で終了する事業年度に変更する。)

なお、当社は、2023年12月末日で終了する事業年度が経過した後も、5事業年度の新たな評価対象期間を設定して本制度を継続することができるものとし、それ以降についても同様とする。本制度の継続に際しては、新たな信託の設定に代えて、信託契約の変更および金銭の追加拠出を行うことにより、本信託を延長することができるものとする。本制度の継続に際して拠出または追加拠出する金銭の上限は、信託期間ごとに800百万円とし、延長される信託期間は、原則として5年間とする。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式 (対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。) および金銭 (以下「残存株式等」という。) があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金銭の合計額は、信託期間ごとに800百万円とする。

(3) 対象取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数の算定方法および上限

対象取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数は、役位、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイント

に基づき算定される。

まず、評価対象期間に属する各事業年度の基準日として定める日に、所定の要件を満たす対象取締役等に対して、役位に応じて設定される数の当該事業年度についての基準となる数のポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与される。基準ポイントは、当該ポイントにかかる事業年度における当会社の連結売上高、連結営業利益等の各業績目標の達成度等に応じて増減し、当該事業年度におけるポイント（以下「年度ポイント」という。）の数が確定する。（この年度ポイントの数の確定までの作業を、以下「年度業績評価」という。）年度ポイントは、当該ポイントにかかる事業年度を含む評価対象期間中、累積する。ただし、対象取締役等に、法令や当会社または日本通運の社内規則への違反行為等、当会社グループの中長期的な企業価値と株主価値の向上を図るといふ本制度の目的に照らして適当でないと認められる行為がある場合には、ポイントの付与を一部または全部停止し、または保有するポイントの一部または全部を没収することがあるものとする。

評価対象期間終了後、当該評価対象期間中に累積した年度ポイント（対象取締役等のうち、日本通運の2022年3月末日までに終了する事業年度（日本通運の第115回定時株主総会において、日本通運の事業年度の末日を12月末日とする内容を含む議案が承認された場合には、2021年12月末日までに終了する事業年度）に関し年度ポイントを付与された者）にあっては、当該年度ポイントを含む。）の総数を、評価対象期間を通じての当会社または日本通運の連結売上高、連結営業利益、連結ROE（自己資本利益率）等の各業績目標の達成度等に応じて増減し、当該評価対象期間における最終的なポイントの数を確定する。（この最終的なポイントの数の確定を行う作業を、以下「中期業績評価」という。）

業績目標の達成度等に応じた増減の範囲は、年度業績評価および中期業績評価全体で、基準として設定される業績目標の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲とする。

ポイントは1ポイントにつき当会社普通株式1株に対応するものとし*、受益者要件を満たす対象取締役等は、評価対象期間終了後に当該対象取締役等が保有するポイントの数に対応する株式交付等を受ける（後記（4）参照）。

本制度における1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当会社株式（ポイント）の数の上限は2万3千株（2万3千ポイント）とする。そのため、5事業年度に係る信託期間ごとに本信託に帰属する当会社株式の数の上限は、1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当会社株式の数に評価対象期間の年度数である5を乗じた数に相当する11万5千株（11万5千ポイント）とする。

*信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、ポイントと当会社株式との対応数の調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じた1ポイントあたりの当会社株式の対応数の調整がなされるものとする。

(4) 対象取締役等に対する株式交付等の時期および内容

受益者要件を満たす対象取締役等は、原則として評価対象期間終了後に株式交付等を受けるものとする。

対象取締役等に対する株式交付等の内容は、対象取締役等の保有ポイントの半数に対応する数の当会社株式（単元未満株式は切り捨てとする。）についてはこれを交付し、残りのポイントに対応する数の当会社株式については、所得税等の納税に用いるため、本信託にて換価し、換価金相当額の金銭を給付するものとする。（換価金相当額は、当会社にて納税手続を行い、納税後の残額を対象取締役等へ給付する。）

なお、評価対象期間中に対象取締役等が退任した場合、当該対象取締役等が退任した時点で保有するポイントに対応する株式交付等を行う。株式交付等の内容は、評価対象期間終了後に株式交付等を行う場合と同様とする。

また、信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、当該対象取締役等が死亡した時点で保有していたポイントに対応する数の当会社株式を、本信託にて換価し、所定の要件に該当する当該対象取締役等の遺族に対して、換価金相当額の金銭を給付する。

(5) 本信託内の当会社株式に関する議決権行使

本信託の経営への中立性を確保するため、信託期間中、本信託内にある当会社株式の議決権は行使されないものとする。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会に

おいて定める。

(監査役の当初の報酬等)

第 3 条 当会社の監査役に対する、当会社の成立の日から2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等の総額は、年額120百万円以内とする。また、この総額の範囲内で、業務上必要となる社宅等の費用について、当社が負担することがある。

(電子提供措置等の効力発生日)

第 4 条 第14条(電子提供措置等)の規定は会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の施行日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2 第14条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は、施行日にその効力を失うものとする。ただし、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会の招集については、なお効力を有する。

(自己株式の取得)

第 5 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(中間配当)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、2022年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる。

(附則等の削除)

第 7 条 本附則第1条および第5条および第6条は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

2 本附則第2条第1項および第3条は、当会社の2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会の終結の時をもって削除する。

3 本附則第2条第2項は、本制度終了時(ただし、当会社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該承認の時)をもってこれを削除する。

4 第14条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)および本附則第4条は、施行日から9ヶ月を経過した日をもって削除する。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社である持株会社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様の不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っていません。

② 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

4. 持株会社の取締役となる者についての事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
わたなべ けんじ 渡邊 健二 (1950年2月3日生)	1972年 4月 当社入社 2005年 5月 執行役員 第9ブロック地域総括兼大阪支店長 2005年 6月 取締役 執行役員 第9ブロック地域総括兼大阪支店長 2007年 5月 取締役 専務執行役員 首都圏ブロック地域総括兼東京支店長 2009年 5月 代表取締役副社長 副社長執行役員 2011年 6月 代表取締役社長 社長執行役員 2017年 5月 代表取締役会長 (現任) (担当) 取締役会議長	(1)28,803株 (2)28,803株
<p>【取締役候補者とした理由】 渡邊健二氏は、2011年6月に当社代表取締役社長に就任し、国内事業の強化とともに、日本通運グループ全体の成長を牽引し、真のグローバルロジスティクス企業としての経営基盤を構築してまいりました。2017年5月に代表取締役会長に就任しておりますが、同氏の強力なリーダーシップと極めて優れた識見にもとづく経営手腕は、経営計画における長期的なビジョンの実現に向け、日本通運グループ全体の経営基盤を強化していくために必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者としております。</p>		

■ 株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
<p>さいとう みつる 齋藤 充 (1954年9月22日生)</p>	<p>1978年 4月 当社入社 2009年 5月 執行役員 東北ブロック地域総括兼仙台支店長 2012年 5月 常務執行役員 2012年 6月 取締役 常務執行役員 2014年 5月 代表取締役副社長 副社長執行役員 2017年 5月 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) (担当) 最高経営責任者 経営戦略部門総括 経営戦略本部長</p>	<p>(1)17,900株 (2)17,900株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 齋藤充氏は、2014年5月に当社代表取締役副社長に就任し、管理本部長として会社の持続的な発展に繋がる事業構造改革を迅速かつ確実に実行してまいりました。2017年5月より代表取締役社長に就任しておりますが、同氏の力強いリーダーシップと極めて高い識見に基づく経営手腕は、最高経営責任者として経営計画におけるあらゆる戦略を迅速かつ確実に実行し、日本通運グループがグローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニーに成長するために必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者としております。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
<p style="text-align: center;">ほりきり さとし 堀切 智 (1960年10月25日生)</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2015年 5月 執行役員 北関東・信越ブロック地域総括兼群馬支店長 2017年 5月 執行役員 2017年 6月 取締役 執行役員 2018年 5月 取締役 常務執行役員 2019年 4月 取締役 専務執行役員 2019年 6月 専務執行役員 2020年 4月 副社長執行役員 2020年 6月 代表取締役副社長 副社長執行役員 (現任) (担当) コーポレートソリューション部門総括 コーポレートサポート本部長 C S R本部長</p>	<p>(1)5,300株 (2)5,300株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 堀切智氏は、2015年5月に当社執行役員に就任以降、北関東・信越エリアにおける事業の発展、また、経営企画部門・海外事業部門をはじめとする重要なセクションの責任者として多大な功績を残してきた人物であり、2020年4月に副社長執行役員に就任し、同年6月に代表取締役副社長に就任しております。グループ全体最適と企業グループとしての価値最大化の実現、およびグループシナジーの創出にあたり、組織横断的な連携を進め、各重要セクションで功績を残していることから、現在コーポレートソリューション部門総括である同氏の経営手腕が必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者としております。</p>		

■ 株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
<p>すずき たつや 鈴木 達也 (1960年8月19日生)</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2006年10月 法務コンプライアンス部専任部長 2007年 5月 総務・労働部専任部長 2009年 2月 彦根支店長 2011年 6月 青森支店長 2013年12月 C S R 部長 2016年 6月 常勤監査役 2020年 4月 常務執行役員 (現任) (担当) 安全衛生推進部、C S R 推進部、監査部担当</p>	<p>(1)4,771株 (2)4,771株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 鈴木達也氏は、C S R 推進を主としたコーポレートサポート部門で経験を積み、2016年6月に当社常勤監査役に就任し、健全かつ公正な企業経営の一端を担ってまいりました。2020年4月には常務執行役員に就任し、安全衛生推進、C S R 推進、監査部門を担当しております。今後、グローバルガバナンス体制を強化し、日本通運グループとしてリスクマネジメント等を推進していくにあたり、監査役として得た同氏の専門的な知見と経営者としての手腕が必要であり、持株会社の取締役候補者としております。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
<p style="text-align: center;"> <small>ますだ たかし</small> 増田 貴 (1960年8月30日生) </p>	<p> 1984年 4月 当社入社 2007年 5月 日通キャピタル株式会社常務取締役 2009年 7月 3 P L 部専任部長 2010年 4月 グローバルロジスティクスソリューション部 専任部長 2013年 5月 財務部長 2015年 5月 日通商事株式会社 取締役 執行役員 2017年 5月 日通商事株式会社 取締役 常務執行役員 2018年 5月 執行役員 2018年 6月 取締役 執行役員 2021年 4月 取締役 常務執行役員 (現任) (担当) 経営企画部、財務企画部担当 </p>	<p>(1)3,500株 (2)3,500株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 増田貴氏は、2018年5月に当社執行役員、同年6月に取締役に就任以降、財務担当の責任者として、財務基盤の強化や全社的な経理業務の効率化施策を推進してきた人物であり、2019年に経営企画および財務企画担当となり、2021年4月に常務執行役員に就任しております。日本通運グループにおける高度な戦略的投資による事業基盤の強化、またE S G経営における資本政策を実現するためには、同氏の財務分野をはじめとした多様な経験と深い知識にもとづく経営手腕が必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者としております。</p>		

■ 株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
<p>あかま たつや 赤間 立也 (1963年10月2日生)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2011年10月 国内事業本部専任部長 2014年 2月 総務・労働部専任部長 2016年 5月 横浜支店長 2019年 4月 執行役員 東北ブロック地域総括兼仙台支店長 2021年 4月 執行役員 (現任) (担当) 総務部、人財戦略部、広報部、業務部、ロジスティクスエンジニアリング戦略室担当</p>	<p>(1)1,775株 (2)1,775株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 赤間立也氏は、2019年4月に当社執行役員に就任後、東北エリアにおける事業の発展に多大な貢献をしてきた人物であり、また、2021年4月から総務・人事・業務部門をはじめ、企業運営において重要なセクションを担当しております。持株会社制移行によるグループ経営の強化を図るにあたり、日本通運グループとしての人財戦略の策定と推進が必要であり、現在当社人財戦略を担当している同氏の洞察力と豊富な経験と識見が必要不可欠であると判断し、持株会社の取締役候補者としております。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
なかやま しげお 中山 慈夫 (1952年4月3日生)	1978年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 成富安信法律事務所入所 1987年 4月 中山慈夫法律事務所開設 (現任) (2005年 4月 中山・男澤法律事務所に改称) 2000年 4月 最高裁判所司法研修所教官 2004年 4月 東京大学法科大学院客員教授 2004年 6月 株式会社静岡第一テレビ社外監査役 (現任) 2014年 6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社静岡第一テレビ社外監査役	(1)300株 (2)300株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>中山慈夫氏は、弁護士として特に労働法・労働関係法に精通しております。長年培われた法律知識と企業法務に対する豊富な経験から、これまでも議案・審議等に対し、当社の健全な発展に必要な助言等を行っており、日本通運グループの業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしていくことを期待し、持株会社の社外取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		

■ 株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
<p>やすおか さだこ 安岡 定子 (1960年12月2日生)</p>	<p>2005年 1月 無量山 傳通院こども論語塾講師 (現任) (2013年 4月 無量山 傳通院寺子屋論語塾に改称) 2007年 8月 聖学院中学高等学校国語科講師 2008年10月 銀座・寺子屋こども論語塾代表 (現任) (2019年 4月 銀座・おとな論語塾に改称) 2009年 4月 淑徳S C中等部・高等部論語講師 (現任) 2013年11月 安岡定子事務所代表 (現任) 2015年 6月 当社取締役 (現任) 2020年10月 公益財団法人郷学研修所・安岡正篤記念館理事長 (現任)</p>	<p>(1)300株 (2)300株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 安岡定子氏は、論語の研究をはじめとして幅広い年代の方々へ教育活動を行っております。その深い教養と豊富な経験にもとづく社会的見地から、議案・審議等につき必要な助言等を行っており、日本通運グループの業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしていくことを期待し、持株会社の社外取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		

■ 株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 中山慈夫氏、安岡定子氏および柴洋二郎氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中山慈夫氏、安岡定子氏および柴洋二郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され3氏が社外取締役に就任した場合には、持株会社は3氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 持株会社が設立され中山慈夫氏、安岡定子氏および柴洋二郎氏が社外取締役に就任した場合には、持株会社は3氏との間で、定款に基づき、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。
5. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を填補することになり、被保険者の全ての保険料を持株会社が負担する予定としております。
6. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年3月31日現在の所有状況を記載しており、また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5. 持株会社の監査役となる者についての事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
<p style="text-align: center;">ありま しげき 有馬 重樹 (1962年1月15日生)</p>	<p>1984年 4月 当社入社 2008年 5月 周南支店長 2011年 6月 広島支店部長 2013年 5月 下関支店長 2015年 5月 グループ経営管理部長 2017年 5月 経営企画部長兼グループ経営管理部長 2018年 5月 執行役員 中国・四国ブロック地域総括兼広島支店長 2020年 4月 社長付 2020年 6月 監査役（現任）</p>	<p>(1)2,502株 (2)2,502株</p>
<p>【監査役候補者とした理由】 有馬重樹氏は、グループ経営管理部長および経営企画部長を経て、2018年5月に当社執行役員に就任し、中国・四国エリアを担当する責任者として同エリアの事業を牽引してきた人物であり、2020年6月に監査役に就任しております。今後、日本通運グループがグローバルガバナンスを強化し、健全かつ適正なグループ運営を履行するためには、同氏が深い経験と知見を有する経営財務の観点からグループ経営を監視することが必要不可欠であると判断し、持株会社の監査役候補者としております。</p>		

■ 株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
<p>みぞた こうじ 溝田 浩司 (1962年9月29日生)</p>	<p>1986年 4月 当社入社 2011年10月 中国警送支店長 2013年 4月 広島支店部長 2013年 5月 防府支店長 2017年 5月 事業収支改善推進部長 2019年 4月 業務部長 (現任)</p>	<p>(1)100株 (2)100株</p>
<p>【監査役候補者とした理由】 溝田浩司氏は、総務・業務部門等を歴任後、国内事業部門の経営職として、適正かつバランス感覚に長けた支店運営を行っており、2019年4月からは、業務部長に就任し、広範囲に渡る業法に精通しております。同氏が深い経験と知識を有する業法適正化への取組み実績と姿勢から、持株会社体制におけるグループ経営を監視する立場に適した人物と判断し、持株会社の監査役候補者としております。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
<p style="text-align: center;">のじり としあき 野尻 俊明 (1950年6月15日生)</p>	<p>1979年 4月 株式会社日通総合研究所入社 1989年 4月 流通経済大学社会学部助教授 1994年 4月 流通経済大学社会学部教授 1996年 4月 流通経済大学流通情報学部教授 2001年 4月 流通経済大学法学部教授 2002年11月 流通経済大学学長 2008年11月 同退任 2013年 6月 学校法人日通学園専務理事 2015年 4月 流通経済大学学長 2016年 6月 学校法人日通学園理事長 (現任) 2016年 6月 当社監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 学校法人日通学園理事長</p>	<p>(1)300株 (2)300株</p>
<p>【社外監査役候補者とした理由】 野尻俊明氏は、独占禁止法や運輸事業政策の研究を専門とし、学識経験者として官公庁や業界団体をはじめとする数多くの公職を経験していることから、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人物として2016年6月に当社監査役に就任しております。日本通運グループにおける健全かつ適正な企業運営を継続して履行するためには、同氏の豊富な経験と識見が必要不可欠と判断し、持株会社の社外監査役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		

■ 株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
<p style="text-align: center;">あおき よしお 青木 良夫 (1950年10月23日生)</p>	<p>1974年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1976年11月 等松・青木監査法人入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 1978年 3月 公認会計士登録 1988年 7月 サンワ・等松青木監査法人社員 (現 有限責任監査法人トーマツ) 1995年 7月 監査法人トーマツ代表社員 (現 有限責任監査法人トーマツ) 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ経営監査室長 2015年12月 公認会計士 青木良夫事務所所長 (現任) 2016年 3月 新日本電工株式会社監査役 (現任) 2016年 6月 ポリプラスチック株式会社監査役 2016年 6月 当社監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 新日本電工株式会社社外監査役</p>	<p>(1)0株 (2)0株</p>
<p>【社外監査役候補者とした理由】 青木良夫氏は、公認会計士として豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知見を有していることから、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人物として2016年6月に当社監査役に就任しております。日本通運グループにおける健全かつ適正な企業運営を継続して履行するためには、同氏の豊富な経験と識見が必要不可欠と判断し、持株会社の社外監査役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の 株式数 (2)割当てられる持 株会社の株式数
さぬい のぶこ 讚井 暢子 (1955年4月7日生)	1980年 4月 日本経営者団体連盟入職 2000年 7月 日本経営者団体連盟国際部長 2002年 5月 社団法人日本経済団体連合会（統合により名称 変更）国際労働政策本部長 2005年 4月 社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長 2006年 6月 社団法人日本経済団体連合会国際第二本部長 2008年 5月 社団法人日本経済団体連合会常務理事 2012年 3月 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事（一 般社団法人への移行による名称変更） 2014年 6月 一般社団法人経団連事業サービス常務理事 2020年 6月 一般社団法人経団連事業サービス常務理事退任	(1)0株 (2)0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>讚井暢子氏は、経営者団体における労働分野の国際的ルールの新規策定、企業の海外展開に資する政策提言の策定等の経験を有しております。国際分野および労働分野に精通し、また、団体経営の経験も有している同氏の経験および知見から、日本通運グループのグローバルな事業経営を監視する立場に適した人物であり、当社の監査体制のさらなる強化に向けた助言等の役割を果たしていくことを期待し、持株会社の社外監査役候補者としております。</p>		

■ 株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定也没有ありません。
2. 野尻俊明氏、青木良夫氏および讃井暢子氏は、持株会社の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、野尻俊明氏、青木良夫氏および讃井暢子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され3氏が社外監査役に就任した場合には、持株会社は3氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 持株会社が設立され各候補者が監査役に就任した場合には、持株会社は各候補者との間で、定款に基づき、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。
5. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を填補することになり、被保険者の全ての保険料を持株会社が負担する予定としております。
6. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年3月31日現在の所有状況を記載しており、また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

2021年3月31日現在

名 称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
沿 革	<p>1968年5月 等松・青木監査法人設立</p> <p>1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル（現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド）へ加盟</p> <p>1990年2月 監査法人トーマツに名称変更</p> <p>2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更</p>
概 要	<p>資本金 1,077百万円（2021年2月末日現在）</p> <p>構成人員 6,851名（2020年8月末日現在）</p> <p>（内訳）社員（公認会計士）：510名</p> <p>特定社員：56名</p> <p>職員 公認会計士：2,757名</p> <p>公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）：1,133名</p> <p>その他専門職：2,238名</p> <p>事務職：157名</p> <p>監査関与会社 3,296社（2020年5月末日現在）</p>

7. 持株会社における役員報酬等に関する事項

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を、事業報告21頁に記載のとおり定めております。当該決定方針は、持株会社体制移行後においても引続き相当なものと認められることから、本議案が承認された場合、持株会社において、事業報告21頁に記載のものと実質的に同内容の決定方針を定める予定であります。

(2) 持株会社における取締役の報酬等の具体的内容等

持株会社における取締役の報酬等の具体的内容は、「株式移転計画書（写）」別紙定款附則第2条記載のとおり、①年額660百万円を上限とする金銭報酬および②業績連動型株式報酬であります。①金銭報酬の対象となる持株会社の取締役の人数は9人（うち社外取締役は3人）であります。また、②業績連動型株式報酬の対象となる持株会社の取締役の人数は社外取締役3人を除く6人であります（なお、持株会社に執行役員が存在する場合には、当該執行役員も対象となります）。また、上記②は、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）をも対象とするものであります。

上記①、②の報酬等は、当社における取締役の報酬等と実質的に同内容であるところ、経済情勢や、取締役等に中長期的な会社業績と企業価値の向上に対する貢献意識を高める観点から、持株会社においても引続き合理的なものと認められます。さらに、これらの報酬等は、上記（1）のとおり持株会社において定める予定の当社におけるものと実質的に同内容の決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために、必要かつ相当な内容であると考えております。

なお、上記②は、信託を利用した株式報酬制度であるところ、「株式移転計画書（写）」別紙定款附則第2条第2項記載のとおり、決算期の変更に伴う評価対象期間（信託期間）の変更を行う予定であるほか、持株会社が同条同項記載のとおり当該信託に係る信託契約における当社の地位を承継するために必要な限度で、当該信託契約の内容に合理的な変更を加える予定であります。

(3) 持株会社における監査役の報酬等の具体的内容等

持株会社における監査役の報酬等の具体的内容は、「株式移転計画書（写）」別紙定款附則第3条記載のとおり、年額120百万円を上限とする金銭報酬であります。当該報酬の対象となる監査役の人数は、5人です。

1. 提案の理由

(1) 本店所在地の変更

当社は、グループ経営の強化と陸・海・空の総合力を発揮できるワンストップ体制をさらに推し進めるため、本社・支店・グループ会社の機能を併せ持つ「日本通運グループ統合拠点」となる新本社ビルを建設し、東京都千代田区に本店移転をすることといたしました。この本店移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更は2021年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けることといたします。

(2) 事業年度の変更

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、決算期を12月末に統一することでグループ全体の業績を適時的確に把握および開示し経営の透明性を向上させることにより、グローバル企業としての経営体制をより一層強化することを目的として、決算期（事業年度の末日）を12月31日に変更いたします。そのため、事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年間に、定時株主総会の招集時期を毎年3月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更し、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けることといたします。

(3) 定時株主総会における議決権の基準日制度の廃止

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第13条に定時株主総会の議決権の基準日に係る規定を定めておりますが、第2号議案の「株式移転計画承認の件」が承認され、2022年1月4日（予定）をもって株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を実施いたしますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、定時株主総会の議決権の基準日制度は廃止することとし、第13条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、この定款変更は、第2号議案の「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、2021年12月31日の前日までに本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年12月31日にその効力を生じることといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第 14 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第 4 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 13 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 44 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 43 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 第3条（本店の所在地）の変更は、2021年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>第 2 条 第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第116期事業年度は2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間とする。なお、本条は、第116期事業年度終了後これを削除する。</p> <p>第 3 条 第42条（中間配当金）の規定にかかわらず、第116期事業年度は2021年9月30日を中間配当基準日とする。なお、本条は、第116期事業年度終了後これを削除する。</p>

(ご参考)

2021年12月期（2021年4月1日～2021年12月31日）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、変更後定款第41条（期末配当金）に従い、2021年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。

第4号議案

取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者 番号		氏名		当社における地位および担当
1	再任	わたなべ 渡邊	けんじ 健二	代表取締役会長 取締役会議長
2	再任	さいとう 齋藤	みつる 充	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 経営戦略部門総括 経営戦略本部長
3	再任	いし い 石井	たかあき 孝明	代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション部門総括
4	再任	あき た 秋田	すすむ 進	代表取締役副社長 副社長執行役員 日本事業部門総括 日本事業本部長 ネットワーク商品事業本部長
5	再任	ほりきり 堀切	さとし 智	代表取締役副社長 副社長執行役員 コーポレートソリューション部門総括 コーポレートサポート本部長 CSR本部長
6	再任	ます だ 増田	たかし 貴	取締役 常務執行役員 経営企画部、財務企画部担当
7	再任	なかやま 中山	しげ お 慈夫	社外取締役 独立役員 取締役
8	再任	やすおか 安岡	さだ こ 定子	社外取締役 独立役員 取締役
9	新任	しば 柴	ようじろう 洋二郎	社外取締役 独立役員

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外取締役 社外取締役候補者
 独立役員 独立役員候補者

候補者番号

1

わたなべ けんじ
渡邊 健二

1950年2月3日生

再任



- 所有する当社の株式数
28,803株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
16年
- 取締役会出席状況
16回/17回 (94%)

略歴、当社における地位および担当

- 1972年 4月 当社入社
2005年 5月 執行役員
第9ブロック地域総括兼大阪支店長
2005年 6月 取締役
執行役員
第9ブロック地域総括兼大阪支店長
2007年 5月 取締役
専務執行役員
首都圏ブロック地域総括兼東京支店長
2009年 5月 代表取締役副社長
副社長執行役員
2011年 6月 代表取締役社長
社長執行役員
2017年 5月 代表取締役会長
現在に至る
- (担当) 取締役会議長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

渡邊健二氏は、2011年6月に当社代表取締役社長に就任し、国内事業の強化とともに、日本通運グループ全体の成長を牽引し、真のグローバルロジスティクス企業としての経営基盤を構築してまいりました。2017年5月に代表取締役会長に就任しておりますが、同氏の強力なリーダーシップと極めて優れた識見にもとづく経営手腕は、経営計画における長期的なビジョンの実現に向け、日本通運グループ全体の経営基盤を強化していくために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

さいとう
齋藤

みつる
充

1954年9月22日生

再任



- 所有する当社の株式数
17,900株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
9年
- 取締役会出席状況
17回/17回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1978年 4月 当社入社
 2009年 5月 執行役員
 東北ブロック地域総括兼仙台支店長
 2012年 5月 常務執行役員
 2012年 6月 取締役
 常務執行役員
 2014年 5月 代表取締役副社長
 副社長執行役員
 2017年 5月 代表取締役社長
 社長執行役員
 現在に至る
 (担当) 最高経営責任者
 経営戦略部門総括
 経営戦略本部長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

齋藤充氏は、2014年5月に当社代表取締役副社長に就任し、管理本部長として会社の永続的な発展に繋がる事業構造改革を迅速かつ確実に実行してまいりました。2017年5月より代表取締役社長に就任しておりますが、同氏の力強いリーダーシップと極めて高い識見に基づく経営手腕は、最高経営責任者として経営計画におけるあらゆる戦略を迅速かつ確実に実行し、日本通運グループがグローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニーに成長するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

いし い たかあき
石井 孝明

1954年10月12日生

再任



- 所有する当社の株式数
14,400株
- 取締役在任年数
(本総会最終時)
7年
- 取締役会出席状況
17回/17回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1978年 4月 当社入社
2011年 6月 執行役員
北関東・信越ブロック地域総括兼群馬支店長
2013年12月 執行役員
2014年 5月 常務執行役員
2014年 6月 取締役
常務執行役員
2015年 5月 取締役
専務執行役員
関東ブロック地域総括兼航空事業支店長
2017年 5月 代表取締役副社長
副社長執行役員
現在に至る
(担当) ビジネスソリューション部門総括

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

石井孝明氏は、2011年6月に当社執行役員に就任以降、関東を中心とした広範なエリアの最高責任者として、会社経営に大きく貢献してきた人物であり、2017年5月に代表取締役副社長に就任しております。今後、顧客・事業の両軸におけるアプローチを一層強化し、グローバル市場でのさらなる発展と確固たる競争力の確保を実現させるためには、同氏のリーダーシップと深い経験と知識にもとづく経営手腕が必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

あき た
秋田

すすむ
進

1959年9月7日生

再任



- 所有する当社の株式数
5,800株
- 取締役在任年数
(本総会終結時)
5年
- 取締役会出席状況
17回/17回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 当社入社
 2014年 5月 執行役員
 東北ブロック地域総括兼仙台支店長
 2016年 5月 執行役員
 2016年 6月 取締役
 執行役員
 2017年 5月 取締役
 常務執行役員
 2019年 4月 代表取締役副社長
 副社長執行役員
 現在に至る
 (担当) 日本事業部門総括
 日本事業本部長
 ネットワーク商品事業本部長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

秋田進氏は、2014年5月に当社執行役員に就任以降、東北エリアにおける事業の発展に貢献し、また、総務・人事・業務部門をはじめとする重要なセクションの全社的な責任者として多大な功績を残してきた人物であり、2019年4月に代表取締役副社長に就任しております。今後、日本における事業全般を統括し、より一層の事業の強靱化戦略を推し進め、収益性・生産性を向上させるためには、同氏のリーダーシップと高い識見にもとづく経営手腕が必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

ほり きり
堀切

さとし
智

1960年10月25日生

再任



- 所有する当社の株式数
5,300株
- 取締役在任年数
(本総会最終時)
1年
- 取締役会出席状況
13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
2015年 5月 執行役員
北関東・信越ブロック地域総括兼群馬支店長
2017年 5月 執行役員
2017年 6月 取締役
執行役員
2018年 5月 取締役
常務執行役員
2019年 4月 取締役
専務執行役員
2019年 6月 専務執行役員
2020年 4月 副社長執行役員
2020年 6月 代表取締役副社長
副社長執行役員
現在に至る
(担当) コーポレートソリューション部門総括
コーポレートサポート本部長
C S R本部長

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

堀切智氏は、2015年5月に当社執行役員に就任以降、北関東・信越エリアにおける事業の発展、また、経営企画部門・海外事業部門をはじめとする重要なセクションの責任者として多大な功績を残してきた人物であり、2020年4月に副社長執行役員に就任し、同年6月に代表取締役副社長に就任しております。今後、さらに不確実性を増す経営環境の中、日本事業の強靱化、海外事業の飛躍的成長を支える経営基盤の強化を進めるためには、組織横断的な連携を進め、各重要セクションで功績を残してきた同氏の経営手腕が必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

ます だ
増田

たかし
貴

1960年8月30日生

再任



- 所有する当社の株式数
3,500株
- 取締役在任年数
(本総会最終時)
3年
- 取締役会出席状況
17回/17回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 当社入社
 2007年 5月 日通キャピタル株式会社常務取締役
 2009年 7月 3PL部専任部長
 2010年 4月 グローバルロジスティクスソリューション部専任部長
 2013年 5月 財務部長
 2015年 5月 日通商事株式会社取締役執行役員
 2017年 5月 日通商事株式会社取締役常務執行役員
 2018年 5月 執行役員
 2018年 6月 取締役
 執行役員
 2021年 4月 取締役
 常務執行役員
 現在に至る
 (担当) 経営企画部、財務企画部担当

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

増田貴氏は、2018年5月に当社執行役員、同年6月に取締役に就任以降、財務担当の責任者として、財務基盤の強化や全社的な経理業務の効率化施策を推進してきた人物であり、2019年に経営企画および財務企画担当となり、2021年4月に常務執行役員に就任しております。日本通運グループにおける高度な戦略的投資による事業基盤の強化、またESG経営における資本政策を実現するためには、同氏の財務分野をはじめとした多様な経験と深い知識にもとづく経営手腕が必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

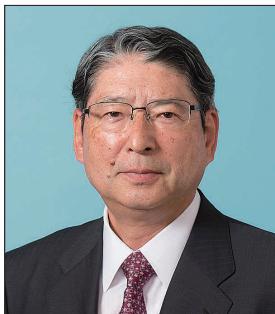
なかやま しげお
中山 慈夫

1952年4月3日生

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式数
300株
- 取締役在任年数
(本総会最終時)
7年
- 取締役会出席状況
16回/17回 (94%)

略歴、当社における地位および担当

- 1978年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
成富安信法律事務所入所
- 1987年4月 中山慈夫法律事務所開設
(2005年4月 中山・男澤法律事務所に改称)
現在に至る
- 2000年4月 最高裁判所司法研修所教官
- 2004年4月 東京大学法科大学院客員教授
- 2004年6月 株式会社静岡第一テレビ社外監査役
現在に至る
- 2014年6月 当社取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社静岡第一テレビ社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

中山慈夫氏は、弁護士として特に労働法・労働関係法に精通しております。長年培われた法律知識と企業法務に対する豊富な経験から、これまでも議案・審議等に対し、当社の健全な発展のために必要な助言等を行っており、今後も業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしていくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

8

やすおか さだこ
安岡 定子

1960年12月2日生

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式数
300株
- 取締役在任年数
(本総会最終時)
6年
- 取締役会出席状況
15回/17回 (88%)

略歴、当社における地位および担当

- 2005年 1月 無量山 傳通院こども論語塾講師
(2013年 4月 無量山 傳通院寺子屋論語塾に改称)
現在に至る
- 2007年 8月 聖学院中学高等学校国語科講師
- 2008年 10月 銀座・寺子屋こども論語塾代表
(2019年 4月 銀座・おとな論語塾に改称)
現在に至る
- 2009年 4月 淑徳S C中等部・高等部論語講師
現在に至る
- 2013年 11月 安岡定子事務所代表
現在に至る
- 2015年 6月 当社取締役
現在に至る
- 2020年 10月 公益財団法人郷学研修所・安岡正篤記念館理事長
現在に至る

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安岡定子氏は、論語の研究をはじめとして幅広い年代の方々へ教育活動を行っております。その深い教養と豊富な経験にもとづく社会的見地から、議案・審議等につき必要な助言等を行っており、今後も業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしていくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

9

しば ようじろう
柴 洋二郎

1950年8月7日生

新任

社外取締役

独立役員



● 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位および担当

1974年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2003年 3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
2005年 5月 株式会社オリエンタルランド常務執行役員
2007年 6月 株式会社オリエンタルランド取締役専務執行役員
2009年 4月 株式会社オリエンタルランド代表取締役副社長執行役員
2013年 6月 株式会社アミューズ社外取締役
2015年 6月 株式会社アミューズ取締役副会長
2017年 6月 株式会社アミューズ取締役副会長執行役員
2018年 3月 株式会社ブリヂストン社外取締役
現在に至る
2019年 4月 株式会社アミューズ代表取締役社長執行役員
2019年 6月 株式会社アミューズ取締役副会長執行役員
2020年 6月 株式会社アミューズ特別顧問

重要な兼職の状況

株式会社ブリヂストン社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

柴洋二郎氏は、豊富な企業経営の経験と、幅広い顧客ニーズへの対応により培われた広い知見を有しております。日本通運グループがグローバルな事業展開を加速させていくにあたり、同氏が有する企業経営や業務執行に対する深い識見にもとづく監督、助言等の役割を果たしていくことを期待し、この度、社外取締役候補者としております。

■ 株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、中山慈夫氏、安岡定子氏および柴洋二郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 中山慈夫氏および安岡定子氏と当社は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。なお、本議案において、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2) 本議案において、柴洋二郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。各候補者が再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 神吉正氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、つぎのとおりであります。

さぬい のぶこ
讚井 暢子

1955年4月7日生

新任

社外監査役

独立役員



- 所有する当社の株式数
0株

略歴及び当社における地位

- 1980年4月 日本経営者団体連盟入職
- 2000年7月 日本経営者団体連盟国際部長
- 2002年5月 社団法人日本経済団体連合会（統合により名称変更）
国際労働政策本部長
- 2005年4月 社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長
- 2006年6月 社団法人日本経済団体連合会国際第二本部長
- 2008年5月 社団法人日本経済団体連合会常務理事
- 2012年3月 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事（一般社団法人への移行による名称変更）
- 2014年6月 一般社団法人経団連事業サービス常務理事
- 2020年6月 一般社団法人経団連事業サービス常務理事退任

重要な兼職の状況

—

社外監査役候補者とした理由

讚井暢子氏は、経営者団体における労働分野の国際的ルールの策定、企業の海外展開に資する政策提言の策定等の経験を有しております。国際分野および労働分野に精通し、また、団体経営の経験も有している同氏の経験および知見から、日本通運グループのグローバルな事業経営を監視する立場に適した人物であり、当社の監査体制のさらなる強化に向けた助言等の役割を果たしていくことを期待し、この度、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、讃井暢子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役との責任限定契約について
本議案において、讃井暢子氏が選任された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。讃井暢子氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

本議案が承認可決されますと、監査役会の体制はつぎのとおりとなる予定であります。

氏名		当社における地位	
現任	はやしだ なおや 林田 直也		常勤監査役
現任	ありま しげき 有馬 重樹		常勤監査役
現任	のじり としあき 野尻 俊明	社外監査役	独立役員 監査役
現任	あおき よしお 青木 良夫	社外監査役	独立役員 監査役
新任	さぬい のぶこ 讃井 暢子	社外監査役	独立役員 監査役

独立社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法の定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立性判断基準を策定しており、その基準に基づき社外取締役および社外監査役を選任しております。

社外取締役および社外監査役候補者を対象とし、以下の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断しております。

1. 現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前10年間に於いて当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者
2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主およびその業務執行者
3. 当社グループとの取引が当社連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
4. 1事業年度において、コンサルタント、弁護士、公認会計士等として、当社から1,000万円を超える報酬を受けている者
5. 当社の会計監査人である監査法人に属する者
6. 当社および当社グループ会社から、過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けた団体等に所属する者

※ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の従業員をいう。

第6号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加えて、会計監査人に必要とされる品質管理体制、独立性、専門性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2021年3月31日現在

名	称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在地		東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
沿	革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド) へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概	要	資本金 1,077百万円 (2021年2月末日現在) 構成人員 6,851名 (2020年8月末日現在) (内訳) 社員 (公認会計士) : 510名 特定社員 : 56名 職員 公認会計士 : 2,757名 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) : 1,133名 その他専門職 : 2,238名 事務職 : 157名 監査関与会社 3,296社 (2020年5月末日現在)

第7号議案

取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役3名を除く取締役6名に対し、従来の支給額および当事業年度の業績等を勘案し、総額102,580,000円の賞与を支給いたしたいと存じます。

本議案に関しましては、事業報告21頁に記載の当社の取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にもとづき、各取締役の担う役割に応じた、単年度の業績および業績への貢献度等を総合的に勘案し、委員の4名中3名を独立社外取締役とする報酬・指名諮問委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会で決定したものであり、相当であると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図 1 (ペDESTリアンデッキ (遊歩道) からのルート)

会場

東京都港区東新橋一丁目9番3号 当社 (2階大会議室)

電話 (03) 6251-1111 (代表)



- ・ J R新橋駅下車、徒歩約10分
- ・ 新交通ゆりかもめ汐留駅下車、徒歩約3分
- ◎新橋駅方面からペDESTリアンデッキ (遊歩道) にてご来場の際は、「東京汐留ビル」と「汐留住友ビル」間の地上行きエスカレーター (くだり) をご利用下さい。

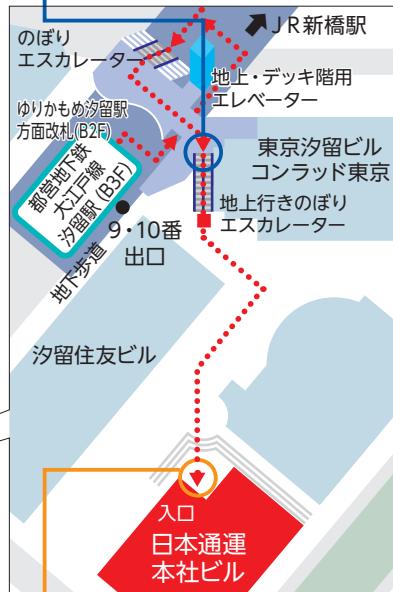
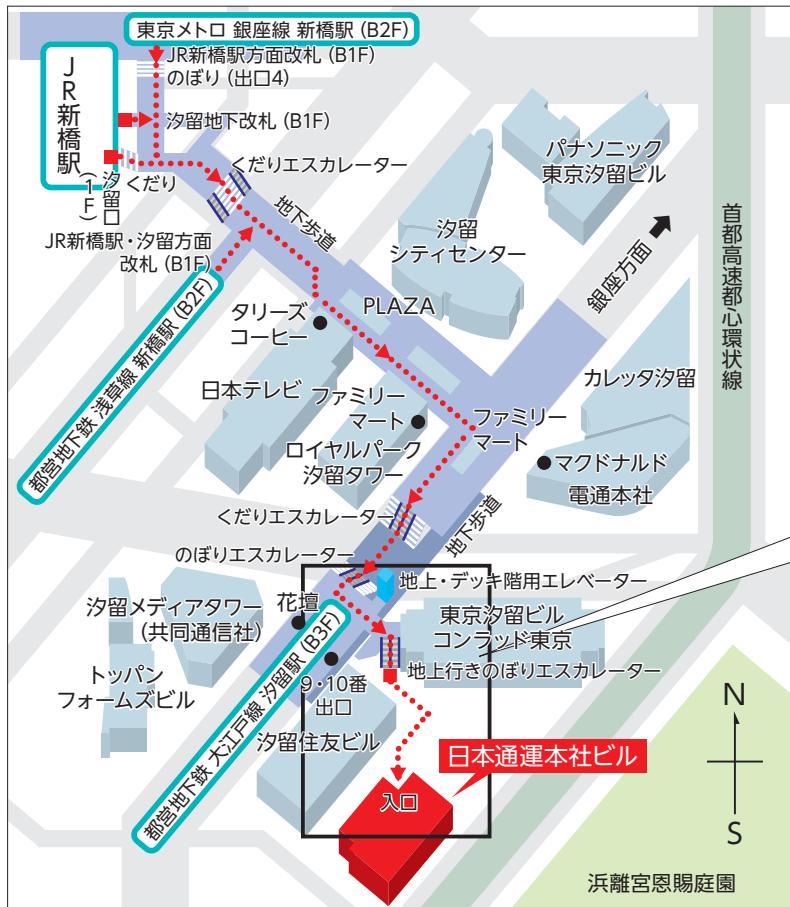
なお、駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
(地下歩道からのルートは次頁ご案内略図2をご覧ください。)

株主総会会場ご案内略図 2 (地下歩道からのルート)

会場

東京都港区東新橋一丁目9番3号 当社 (2階大会議室)

電話 (03) 6251-1111 (代表)



- ・ JR 新橋駅下車、汐留シオサイト方面徒歩約10分
- ・ 東京メトロ銀座線新橋駅下車、汐留シオサイト方面徒歩約12分
- ・ 都営地下鉄浅草線新橋駅下車、汐留シオサイト方面徒歩約10分
- ・ 都営地下鉄大江戸線汐留駅下車、徒歩約3分

◎新橋駅方面から地下歩道にてご来場の際は、汐留シオサイト地下街9・10番出口手前、「東京汐留ビル」と「汐留住友ビル」間(吹抜け横)のコンラッド東京方面地上行きエスカレーター(のぼり)をご利用下さい。

なお、駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
(遊歩道からのルートは前頁ご案内略図1をご覧ください。)